

犬猫以外の哺乳類における展示時間帯、夜間営業、譲渡し時間帯についての 飼養管理基準及び細部解釈（案）

5. 動物展示又は輸送の方法に関する事項

■展示時間、展示を行わない時間について <犬猫と同様の基準>

第2条第5号 イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（動物の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあつては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、12時間を超えてはならない。哺乳類（犬又は猫を除く。）の展示を行う場合には、原則として、午前8時から午後10時までの間において行うこととし、一日の動物の展示時間は、12時間を超えてはならない。
- (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

趣旨

- 自由に移動し休息できる設備と展示を行わない時間
- ・休息できる設備に自由に移動できる状態が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間（休息時間）を設けることが義務付けられている。つまり6時間以上連続した展示は禁止となる。
 - ・哺乳類が自由に移動し、休息できる設備としては、例えば、展示場所に併設され自由に入出りできる休息部屋や、ペットショップにおいて展示区画と分けられて人目が避けられる環境に自由に移動できるような場所が想定される。そのような設備又は場所が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間（休息時間）を設けることが必要となる。
 - ・ただし、例えば、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態であったり、たまたま来客がいない時間があったりしても、「展示を行わない時間」とはみなせない。なお、運動スペースが、展示を行わない場所に設置してあり、そこに移動させる場合は、「展示を行わない時間」と考えてよい。
 - ・第2条第7号ノ（1）及び（2）の接触・譲渡しの時間帯の細部解釈も参考に、顧客等が

動物に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げるができる場所を常時確保することが必要である。

- ・また、動物園の展示場内などにおける休息できる設備としては、顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が安心して眠ったり遊んだりすることができるような、穴・草むら・樹木といった場所などが想定される。

基準の細部解釈

- 原則として・・・展示は午前8時から午後10時までの間に行うことを基本とするが、動物の生理、生態等の習性を踏まえた上で、獣医師の診察により動物の健康状態に支障をきたさないことを確認できるなど特別な場合にはこの限りではないことを指す。
- 休息できる設備・・・顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が安心して眠ったり遊んだりすることができる設備。休息中の各個体が交代ではなく全個体が同時に横になって休むことができる十分な広さである必要がある。例えば、動物園の展示場内などにおいては、顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能な設備として、穴・草むら・樹木といった場所なども休息できる設備として想定される。

推奨例	休憩できる設備と認められない例
<ul style="list-style-type: none"> ● 展示場内に、巣箱、巣穴、草むら、茂み、岩、植栽、樹木その他の構造物等が、動物が身を隠したり視線を避けたりできるように用意されている状態。 ● 展示場の構造が、顧客等からの視線を避けられるような空間（観覧者には死角となる空間）を有している状態。 （例：展示場に起伏を持たせることにより、そこへ移動すれば視線がさえぎられるというような状態があること。） ● 観覧者からの視線を感じないほど十分な距離（広さ）が保たれている状態。 ● 寝室と展示場の間を開放することで自由に行き来できる状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全方位から視線が注がれるような状態 ● 休息場として用意されていても、実際には利用されずにその動物が落ち着かないなどのストレス状態を示すような場合。用意されているものが、その動物のサイズに合っていないなど、大きさが適切でない場合。

- 自由に移動できる状態・・・複数の出入口を設けることなどにより、動物が自らの意思で休息できる設備に移動し、その場所にいることができるような状態を指す。
- 展示を行わない時間・・・「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に動物を移動させること等によって、動物が顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされる状態を避け、動物に休息等させている状態を確保していることを指す。また、個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間は異なるが、一般的なペットショップのような展示形態であれば少なくとも30分から1時間程度、触れ合い施設においてはそれ以上（少なくとも1時間以上）の休息時間が必要と考えられる。

推奨事項

- 展示の際の配慮事項・・・長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも哺乳類へのストレスとなるため、顧客等に対して注意を促すことが望ましい。また、習性に合わせて様々な場所や設備（隠れ場所、クッション、ベッド）を設けるなど、ストレス軽減を図るための工夫をするとよい。また、最長で6時間ということであるため、必ずしも6時間連続して展示した後に休息時間を設けるということではなく、展示時間1時間ごと、3時間ごとなど、頻繁に休息時間を設けストレスを軽減することが望ましい。特に触れ合い施設においては連続して展示（触れ合い）の用に供する時間をなるべく短くすることが望ましい。

■夜間営業について <犬猫と同様の基準>

第2条第7号 ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

■接触・譲渡しの時間帯について <犬猫の基準を参考とした基準>

第2条第7号 ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間（特定成猫にあつては、夜間のうち展示を行わない間。以下同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合においては、この限りではない。

趣旨

第5号イに従う範囲において夜間における動物の展示を妨げるものではないが、夜間に動物の生態等に応じた観察を行う場合にあつても、観覧者等が哺乳類の飼養施設周辺に立ち入ることにより哺乳類の休息が妨げられることがないようにし、騒音や光環境等につき細心の注意を払い、また対策を行うこと。また、夜間における動物との接触、動物の販売及び譲渡しは、動物の健康及び安全の保持のために夜間に行う場合を除き、行ってはならない。なお、「特別な事情がある場合」とは、道路状況や光環境等を鑑み、夜間に輸送することにより動物への負担が軽減される場合があることを考慮し、主に動物園等の展示動物の譲渡し又は引渡しを限定的に認めるものであり、その場合においても夜間における動物の休息を著しく妨げることがあつてはならない。

基準の細部解釈

- 夜間・・・午後8時から翌日午前8時まで。
- 特別な事情・・・動物園等の施設で展示される動物の輸送において、動物の疲労等を鑑み、夜間における飼養施設間の遅延ない譲渡し又は引き渡しが、動物の健康や福祉の観点から適当であると考えられる場合。